

茶業振興対策事業の概要 (R6. 4. 1～一部改正)

事業名	事業目的	事業内容及び規模	事業実施基準等				補助率等	
			補助事業者	事業実施主体	受益者	受益面積		
茶業振興	優良茶園振興事業	生産効率の高い集団茶園の造成、優良品種の新植及び生産力の低い茶園から生育おう盛な優良茶園への改植により、均質な生葉生産による良質茶の生産と茶園管理の省力化を図る。 また、植栽した茶樹の健全な生育を図るため、土壌の排水等総合的な土壌改良、土壌病害虫対策による、茶園生産力の向上と、高収益、高能率茶業経営を推進する。	茶園造成、優良品種の新植、改植及び土壌改良	市町村	農協又は農業者の組織する団体 認定農業者（見込み含む）若しくは京力農場プランに位置づけられた担い手	3戸以上（認定農業者（見込み含む）若しくは京力農場プランに位置づけられた担い手は1戸以上） 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合、5a以上、1筆当たり3a以上（その他実施基準あり）	1集団15a以上（1筆当たり3a以上）	4/10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
	茶園環境改善事業	被覆棚整備により均質で高品質な茶生産を行い、茶業経営の安定を図る。 また、施肥は茶の品質を大きく左右する作業であるが、省力かつ効率的な施肥施設を導入することにより、施肥の適正化を図る。	(1) 施肥施設整備 点滴施肥システム（覆い下園及び未成木の露天茶園を対象） (2) 被覆棚施設整備	市町村	農協又は農業者の組織する団体 認定農業者（見込み含む）若しくは京力農場プランに位置づけられた担い手	3戸以上（認定農業者（見込み含む）又は京力農場プランに位置づけられた担い手は1戸以上） (2) 自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合、5a以上、1筆当たり3a以上（その他実施基準あり）	1集団15a以上	4/10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。 また、事業内容及び規模欄の(2)の場合は、10a当たりの補助金額40万円を上限とする。 （ただし、自然仕立ての手摘み栽培技術を継承する場合は、10a当たりの補助金額の上限を設定しない）
共同製茶等省力化推進事業	製茶労働力不足や製茶経費の引き下げを図るため、近代的な省力製茶機械を装備したもみ茶又はてん茶の共同製茶工場の設置を図る。 また、製茶技術の向上を図るため、茶主産地市町村に小型機械によるもみ茶の製茶技術研修工場を設置する。 さらに茶園管理機械施設の導入・設置による、摘採や茶園管理の省力化を推進するとともに省力的かつ効率的な防霜施設整備により、安定的に高品質な生葉生産を可能とすることで良質茶の生産を図る。	(1) 共同製茶施設整備 ・揉み茶、てん茶の共同製茶工場の建物及び機械等 ・茶園管理機械（自走式・軌道式・乗用式） ・格納庫（機械導入時のみ） (2) 防霜施設整備	市町村	農協又は農業者の組織する団体	3戸以上（防霜施設整備の1団地は2人以上）	(1) 共同工場は、おおむね3ha以上 (2) 1集団おおむね1ha以上2ha未満、1団地おおむね30a以上	4/10以内 ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。	